

議案第 10 号

教育委員会定例会資料
平成 26 年 11 月 21 日
教育部生涯学習課
課長：蓮井 昭夫 係長：臼井 隆昭
内線 763-221

案 件 名	有明運動場の冬期開場について
内 容	有明運動場は、現在安曇野市体育施設条例第 5 条、第 6 条及び別表第 2 により 12 月から翌年 3 月までは冬期間閉鎖となっています。 4 月～11 月の期間穂高硬式野球連盟穂高リトルシニア(スポーツ少年団に登録)が定期的な練習に励んでいるところですが当該施設の冬期間の開場をしてほしい旨の要望が提出されました。 降雪雨がなければ、使用が可能なことから冬期間でも開場可能と思われますので、運動場の開場時間と休場日を安曇野市体育施設条例第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項を適用し下記のとおり変更したいと考えます。 記 1. 開場期間 平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 2. 開場時間 午前 9 時～午後 4 時まで 3. 休場日 月曜日(月曜日が休日となる場合はその翌日) 年末年始及び降雨等で管理上支障が認められるとき

○安曇野市体育施設条例

安曇野市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年安曇野市条例第237号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項、社会教育法（昭和24年法律第207号）第3条及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第4条の規定に基づき、安曇野市体育施設（以下「体育施設」という。）の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（指定管理者による管理）

第3条 体育施設のうち、次に掲げる体育施設（以下「指定体育施設」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができるものとする。

名称
安曇野市穂高プール
安曇野市権現宮マレットゴルフ場
安曇野市穂高立足マレットゴルフ場
安曇野市三郷黒沢マレットゴルフ場
安曇野市豊科水辺公園マレットゴルフ場
安曇野市豊科水辺マレットノース18

2 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号）第4条第1項の規定によるものであって、かつ、指定体育施設の設置及び管理の目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。

（指定管理者の行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 指定体育施設並びにこれに付帯する備品及び器具の利用許可に関する業務
- （2） 指定体育施設の維持管理に関する業務
- （3） 前2号に掲げるもののほか、指定体育施設の運営に関する業務のうち、教育委員会のみの権限に属する事務を除く業務

（開場時間）

第5条 体育施設の開場時間は、別表第2のとおりとする。

2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、開場時間を変更することができる。

3 指定体育施設にあつては、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、開場時間を変更することができる。

(休場日及び臨時休場)

第6条 体育施設の休場日は、別表第2のとおりとする。

2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

3 指定体育施設にあつては、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

(使用等の許可)

第7条 体育施設並びにこれに付帯する備品及び器具（以下「体育施設等」という。）を使用及び利用（以下「使用等」という。）しようとする者は、あらかじめ教育委員会又は指定管理者（以下「教育委員会等」という。）に申請し、許可を受けなければならない。

2 教育委員会等は、許可について必要な条件を付することができる。

(使用等の制限)

第8条 教育委員会等は、前条の規定による使用等の許可を受けた者（以下「使用者等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用等を禁止し、又は入場を制限することができる。

- (1) 体育施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 他の使用者等の使用等に支障をきたすおそれがあるとき。
- (4) 体育施設等の管理上支障があると認められるとき。
- (5) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に不適當と認めたとき。

2 教育委員会等は、前項の規定により使用等を停止され、又は入場を制限された場合に生じた使用者等の損失については、補償しないものとする。

(使用料)

第9条 指定体育施設以外の体育施設を使用する者は、別表第2及び別表第3に定める使用料を、使用の前に納付しなければならない。ただし、教育委員会は、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益その他特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免

することができる。

(使用料の還付)

第11条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めでない理由により使用できなくなったとき。
- (2) 使用を開始する前2日までに使用の取消し又は変更の申出があったとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(利用料金)

第12条 指定体育施設を利用する者は、指定体育施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表第2及び別表第3に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。利用料金を変更するときも、同様とする。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、公益その他特に必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(利用料金の還付)

第14条 納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めでない理由により使用できなくなったとき。
- (2) 使用を開始する前2日までに使用の取消し又は変更の申出があったとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(指定体育施設の費用負担)

第15条 指定体育施設の管理等に要する費用は、指定管理者の負担とする。ただし、当該施設の大規模な改修、修繕及び備品の整備、補充等に要する費用は含まないものとする。

(原状の回復義務)

第16条 使用者等は、体育施設等の使用等を終了したとき、又は使用等を停止したときは、直ちに体育施設等を原状に復さなければならない。ただし、教育委員会等が特に認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第17条 使用者等は、故意又は重大な過失により体育施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 使用者等が、前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者

等から徴収することができるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

2 安曇野市穂高地域体育施設

(単位：1時間当たり 円)

区分 開場時間			使用料				休場日
			A	B	C	D	
安曇野市穂高総合体育館	アリーナ AM 9 : 00～PM 9 : 30	片面	800	1,600	2,400	8,000	月曜日
		全面	1,600	3,200	4,800	16,000	
		片面照明	200	400	600	2,000	
		全面照明	400	800	1,200	4,000	
		ステージ	200	400	600	2,000	
		ステージ照明	400	800	1,200	4,000	
		放送施設	500	1,000	1,500	5,000	
	柔剣道室 AM 9 : 00～PM 9 : 30	全面	400	800	1,200	4,000	月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日 12月28日から翌年1月4日まで の日 降雨等で使用すると管理上支障があると認められるとき
	卓球室 AM 9 : 00～PM 9 : 30	全面	1,200	2,400	3,600	12,000	
	トレーニングルーム AM 9 : 00～PM 9 : 30	全面	500	500	1,500	5,000	
		暖房料	150	150	450	1,500	
	体育館会議室 AM 9 : 00～PM 9 : 30	全面	—	300	600	600	
		冷暖房料	—	100	200	200	
	体育相談室 AM 9 : 00～PM 9 : 30	全面	—	200	400	400	
		冷暖房料	—	70	150	150	
	プレイルーム AM 9 : 00～PM 9 : 30	全面	300	300	900	3,000	
		暖房料	100	100	200	1,000	

	控室	全面	—	200	400	400	
	AM 9 : 00～PM 9 : 30	暖房料	—	70	150	150	
	テニスコート	1 面	500	1,000	—	—	
	AM 9 : 00～PM 9 : 30	1 面照明	200	400	—	—	
安曇野市牧体育館	アリーナ AM 9 : 00～PM 9 : 30	全面	600	1,200	1,800	6,000	教育委員会が特に必要と認める日
		全面照明	200	400	600	2,000	
		暖房料 (ストーブ 1 台あたり)	150	300	450	1,500	
		放送施設	150	300	450	1,500	
	研修室 AM 9 : 00～PM 9 : 30	全面	—	200	400	400	
		暖房料	—	70	150	150	
	ゲートボール場	1 面	300	600	900	3,000	
市営 西穂高運動場 AM 5 : 00～PM 9 : 00	半面	600	1,200	1,800	6,000	月曜日	月曜日が、休日に当たるときは、その翌日
	全面	1,200	2,400	3,600	12,000		
	半面照明 (ソフトボール 1 面用)	800	1,600	2,400	8,000		
	全面照明 (ソフトボール 2 面用)	1,600	3,200	4,800	16,000		
	全面照明 (野球 1 面用)	2,000	4,000	6,000	20,000	12月～3月までの冬期閉鎖の間	
	放送施設	100	200	300	1,000		
市営 有明運動場 AM 5 : 00～PM 9 : 00	半面	600	1,200	1,800	6,000		降雨等で使用すると管理上支障があると認めら
	全面	1,200	2,400	3,600	12,000		
	半面照明 (ソフトボール 1 面用)	800	1,600	2,400	8,000		

						れるとき
	全面照明 (ソフトボール2面用)	1,600	3,200	4,800	16,000	
	ゲートボール場	300	600	900	3,000	
市営 北穂高運動場 AM5:00～PM9:00	全面	600	1,200	1,800	6,000	
	全面照明 (ソフトボール1面用)	800	1,600	2,400	8,000	
市営 牧運動場 AM5:00～PM9:00	全面	2,000	4,000	6,000	20,000	11月～5月中旬までの冬期閉鎖の間
	全面照明 (サッカー・ラグビー1面用)	1,600	3,200	4,800	16,000	その他芝生養生の日 上記以外は、他の運動場と同様の扱い
備考						
1 施設を専用しない場合の個人使用（穂高総合体育館アリーナ・柔剣道場室・卓球室・トレーニングルーム・プレイルーム、牧体育館アリーナに限る。）は、小中学生50円、16歳（高校生）以上100円。ただし、小学校入学前及び75歳以上無料とする。						
2 使用料の区分						
A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合						
3 照明料において上記以外の部分点灯は、点灯割合で換算した金額。						
4 連続して使用する場合は、1時間あたりの金額を換算した額とする。						